

令和7年厚岸町議会第3回定例会 令和6年度各会計決算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	令 和 7 年 9 月 9 日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令 和 7 年 9 月 1 2 日 午前10時01分
	閉 会	令 和 7 年 9 月 1 2 日 午後14時55分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音 喜 多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 12名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	三 浦 克 宏	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	諸 井 公
総務課長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	平 下 哲 也	教委生涯 学習課長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税務課長	本 間 直 人	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町民課長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	早 川 知 記	農委事務局長	江 上 圭
環境林務課長	鈴 木 康 史		
水産農政課長	石 崎 辰 也		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建設課長	堀 部 誠		
病院事務長	星 川 雅 美		
水道課長	高 瀬 順 一		
会計管理者	久 保 田 湖 子		

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(7.9.12)

日程	議案番号	件名
		(令和6年度各会計決算審査特別委員会)

厚岸町議会 令和6年度各会計決算審査特別委員会会議録

令和7年9月12日
午前10時01分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、令和6年度各会計決算審査特別委員会を開会いたします。
- 委員長（竹田委員） これより、審査に入ります。
進め方は、款項により進めてまいります。
- 委員長（竹田委員） 初めに、認定第1号 令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- 委員長（竹田委員） 各会計歳入歳出決算書の13ページをお開き願います。
令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入から進めてまいります。
なお、項によっては、ページ数が複数に及びますので、質疑の際は、ページと事業名を特定の上、発言をお願いいたします。
それでは、進めてまいります。
- 委員長（竹田委員） 1款町税、1項町民税。
7番。
- 南谷委員 1款町税、1項町民、1目個人の1節現年課税でお尋ねいたします。
令和6年度の最終予算4億4,809万4,000円は、対前年比1,013万3,000円の増額計上でございます。当初予算から判断して、私なりに推測したのですが、大丈夫なのかと非常に憂慮しておりました。
結果は、調定額4億5,755万4,019円、これは前年比1,295万8,356円の増額となりました。収納率も99.1%と昨年同様に至ったこと、今日の物価高で経済状況も厳しい中、町民の税に対するご理解と職員の皆さんの日々のご努力に敬意を表します。
そこでお尋ねをするのですが、現年度分調定額に至った要因について、どのように評価しているのか説明をしてください。
また、この中に外国人の住民税の分も含んでいます。外国人の関係について、税も含めてどのようなものを町に支払っておられるのか、税額だけでいいですから、幾らになるのかお尋ねをさせていただきます。
- 委員長（竹田委員） 税務課長。
- 税務課長（本間課長） お答えいたします。
現年度分で説明いたします。町民税個人は、調定額で前年比1,295万8,356円の増で4億5,755万4,019円であります。調定増の要因としては、数字上1,295万8,000円となっておりますけれども、まず減額要素として、定額減税による減額が約3,280万1,000円ございます。それから、これも単発的なものなのですが、退職所得の大幅増で2,471万2,000円がございまして、これらの特殊要因を除いた実際の調定額の前年比は大体昨年度と比べて2,100万円ほど増額してございます。
この要因ですけれども、前年の所得になりますので、経済の動きとしては、令和5年と4年の比較になります。まず給与所得では、微増でほぼ横ばいでございます。漁業所得は、カキ、アサリの好調によりまして所得で1億5,365万円の増、調定額で約900万

円の増。それから農業所得は、生乳生産量は若干減っておりますけれども、取扱高の増により1億7,526万円ほど増、調定額で約1,000万円ほど増となっております。一次産業が好調であることが増額になった要因と分析しているところでございます。

それから、外国人の調定額ですが、令和6年度の道町民税の納税義務者は151人いまして、税額は667万9,000円。昨年度より人数で49人の増、税額で280万1,000円の増という内容となっております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 次に、2目法人の現年分でお尋ねをさせていただきます。

徴収率100%、調定額6,493万7,300円、これは対前年比1,998万1,100円の減額となりましたが、最終予算よりも435万300円の増額に至っております。昨年と比較しましたの調定ベース、これについても内容を説明してください。

●委員長（竹田委員） 税務課長。

●税務課長（本間課長） お答えいたします。

現年度分で説明いたします。法人町民税は、調定額で前年比1,998万1,100円、23.5%の減となっております。総額では6,493万7,300円でございますけれども、調定減の要因としましては、法人税割で2,293万9,000円が減額となっております。

事業所の景気が全体的に落ち込んでというのではなくて、二つの法人の法人税割がほぼ影響してございまして、1社は、先ほど申し上げました町民税の個人の退職所得の増というところで、単発的に人件費が増大になりまして、経営が昨年より1,659万8,000円の減となりました。それから、もう1社は製造業なのですが、令和5年度の業績がちょっとよすぎて878万6,000円の減額になっているのですが、これは悪いということではなくて、令和6年度は通常の営業に戻ったということで、たまたま数字上業績が落ち込んでいるかなと見えるのですが、実際は普通に戻っただけということで、この2社で大体2,500万円の減と。これが主な要因となっております。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2項固定資産税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3項軽自動車税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4項たばこ税。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6項都市計画税。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2 項自動車重量譲与税。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3 項森林環境譲与税。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3 款 1 項利子割交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 4 款 1 項配当割交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 5 款 1 項株式等譲渡所得割交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 6 款 1 項法人事業税交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 7 款 1 項地方消費税交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 8 款 1 項ゴルフ場利用税交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 9 款 1 項環境性能割交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 10 款 1 項国有提供施設等所在市町村交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 11 款 1 項地方特例交付金。
(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 12款1項地方交付税。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 13款1項交通安全対策特別交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 14款分担金及び負担金、2項負担金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 15款使用料及び手数料、1項使用料。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2項手数料。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3項証紙収入。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 16款国庫支出金、1項国庫負担金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2項国庫補助金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 25ページ、3項委託金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 17款道支出金、1項道負担金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2項道補助金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3項委託金。

10 番。

- 堀委員 それでは、資料要求もさせていただいております、今回の歳入歳出外に係る項目別内訳ということで、漁港利用料の徴収委託金について、こちらのほうできちんとした数字が出てくるのかなということで資料要求をしたものです。

1 件 1 件を押さえないとならないといった中で、時間的な制約もあってなかなか分からないといった中で、改めて聞かせていただきたいのですが、漁港利用料徴収委託金が北海道から 107 万 2,077 円入ってきております。当然、令和 5 年度の漁港利用料を徴収した部分に対しての割戻金といいますか、令和 5 年度の漁港利用料といった中ではどのような金額になるのか。また、同じく令和 6 年度の中ではどのような徴収となったのか教えてください。

さらに、外来漁船と地元漁船、それもそれぞれ教えていただきたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

漁港利用料徴収委託金の関係で、令和 6 年度の 107 万 2,077 円の部分でございます。漁港利用料は、泊地と係留施設と船の分というところになるのですが、こちらが 381 万 6,522 円。漁港利用料の用地の部分が 19 万 1,796 円。漁船以外の貨物とか給油船とかの部分は、利用料の中で使用料という名目になるのですが、146 万 750 円となりまして、漁港利用料に関しては、それに 18 % の分が手数料という形で厚岸町に交付されます。漁港使用料に関しては 24 % という形で、厚岸町のほうに委託金として入ってくるという形になります。合計で 107 万 2,077 円という部分になります。

質問の最後のほうにありました地元船と外来船の部分は、今手元に資料はなかったの一旦これで……。このようになっております。

- 委員長（竹田委員） 10 番。

- 堀委員 分かりました。

地元船と外来船のものが、ちょっと時間がかかるということなので、改めて聞くのですが、地元船の賦課徴収といった中で、賦課というのはどのような形で行われているのでしょうか。また、外来漁船に対しての漁港利用料の賦課というものはどのようにされているのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

利用料につきましては、地元船につきましては、水産系のほうから納付書という形で各漁業者に送らせていただきまして、使用料のほうもそうなのですが、送らせていただきまして、納付をお願いしているといった状況でございます。

外来船につきましては、納付の形は同じなのですが、厚岸漁業協同組合の協力を得てお願いしているという形で、組合から収めていただくという形を取っております。

- 委員長（竹田委員） 10 番。

- 堀委員 外来漁船なのですが、おおむね、例えば市場のほうに水揚げがあったときに事務所のほうに行くと思うので、そこで外来漁船であれば伝票なりをもらって現金を納めるとかという形になると思うのですが、それ以外の船で水揚げのない外来

船については、組合のほうにも来ないので分かりようがないというふうに思うのですけれども、そういう船に対しての賦課というものは、どのように取り扱っているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

委員おっしゃるように、水揚げがなければ、組合のほうでも入ったかどうかも分からないという状況もございます。うちのほうでも、組合の協力も得ながら、泊まっている船があるとか、あとは外に出たときに船が泊まっている場合は、声をかけて利用料の部分の話をさせていただくという状況でございます。

ただ、行ったときにいないとかという状況も過去にはございましたので、その辺は今後も組合、それから、うちのほうも見回りといったらあれですけれども、漁港のほうを見るときに特に気をつけながら、そういう漏れがないようにはしたいなと思っております。

●委員長（竹田委員） 10 番。

●堀委員 厚岸漁港だと、係船岸壁がたくさんあって、広く湖北地区もあれば、湖南も 1、2、3 というような埠頭がある中で、見回るといのが大変だと思いますし、外来船が床潭漁港のほうに入るといのは、よっぽどの緊急避難とかでない限りないのかなと思うのですけれども、そういった中で、例えば外来船とかが入ってきたときに常時職員が見回るのは大変だと思うのですけれども、例えば漁港監視員というような形の中で配置といのはされているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

漁港監視員という形の配置はないのですけれども、漁業協同組合が北海道から委託を受けて漁港のほうを見回るとい任務もございしますので、そちらのほうで、もし見たことのない船が出てきたとか、泊まっているなといったときは、随時連絡を取れるような体制という形で考えております。

●委員長（竹田委員） 10 番。

●堀委員 分かりました。

近年であれば、マグロ漁船が着いて、水揚げは市場には揚げなくて、トレーラーに直接積み込んで自分方の功績地のほうに陸走をかけるというような船がここ数年は何隻か、例えば静岡船籍の船とかというのが見受けられます。

そういったところに漁港利用料の賦課というものがなければ、やはり地元漁船は何だと、真面目に払っている人方がばかを見るのではないのかという話にもなると思うので、そこら辺は、今後より一層、賦課業務というものにも力を入れていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） 不公平感のないようにやっていきたいと思しますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 3項委託金、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

18款財産収入、1項財産運用収入。

10番。

●堀委員 財産収入の2目利子及び配当金で聞きます。

町営住宅の敷金利子基金が1,513円ということであります。歳入歳出外における項目別内訳の資料といった中では、きちんと出ておまして、令和6年度末では1,323万5,880円の敷金があるということであります。町営住宅敷金の利回りというのはどのようなになっているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（堀部課長） 大変貴重な時間をいただきまして誠に申し訳ございません。

ただいまのご質問でございますが、当初は0.025%、9月時点で0.125%となっております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 例えば資料にあるとおり1,323万5,880円で、前年度の末では1,274万4,700円ということで落ち込み自体は大きいのですが、1,000万円ほどはもっと有利なものに運用してもいいのではないのかと。特に、町立病院などが一時借り受けを起しますが、そういうところにも1,000万円をこちらのほうから運用した中で運用利率の増加というものを図るということはできないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（堀部課長） お答えいたします。

当初0.025%ということで運用していたところですが、9月時点で利率のいい0.125%のところを組み替えをしているということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 病院会計が、水道事業会計から6,000万円かな、一時借り受けを起していると思うのですが、その利率というのは幾らなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時27分休憩

午前 10 時 29 分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。
昨年の 6,000 万円の分については、利率が 0.2825 % になってございます。

●委員長（竹田委員） 10 番。

●堀委員 そうですよ。といったときに、例えば 1,200 万円とかのうちの 1,000 万円というのは、ほぼほぼ入居者がいるうちは、取り崩しのないような敷金だということを考えたときに、そういう運用というのはしていてもいいのではないのかなというふうに思うのです。需用額が 6,000 万円のうち 1,000 万円だけというのが非常に面倒くさいというのであればあれなのかもしれませんけれども、ただ、そういう運用というものも可能だというふうに思うのですよ。

ましてや、一昨年だと、9 月に利率のいいところに運用替えているわけですから、比較的短期な中でも運用替えができるのであれば、ぜひそういうものを作って、少しでも利息を稼いだ中で利子基金のほうに積み上げる金額を増やすような努力をしていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 委員おっしゃられるように、現在の利率としては、大きな額にならない部分は正直ありますが、繰替運用というので条例で規定も設けておりますので、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 18 款財産運用収入、2 目利子及び配当金なのですけれども、ここでお尋ねをさせていただきます。

32 ページの再編関連訓練移転等交付金事業基金利子 1 万 7,973 円と、その下の北海道曹達配当金 4 万 8,000 円でございます。大変恥ずかしい話なのですけれども、この二つの内容について説明をしていただきたい。なぜ、こういう数字になっているのか。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前 10 時 32 分休憩

午前 10 時 40 分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 貴重な時間を大変申し訳ございません。

まず、再編関連訓練移転等交付金事業基金利子のほうは、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第 6 条に規定する再編交付金及び再編関連訓練移転等交付金交付要綱に規定する交付金の財源としているものです。いわゆるオスプレイの関係のものと

なりますが、こちらのものを積み立てて、令和6年度当初が0.025%の利率、9月以降が0.125%の利率で、最終的に1万7,973円が利子となったものでございます。

それから、北海道曹達配当金、こちらのほうは、決算書の264ページの有価証券のところにあります北海道曹達株式会社20万円の部分ですが、こちら配当がございまして、1株当たり6,000円という配当がございまして、8株ございまして4万8,000円の配当があったというところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 すいません。再質問するつもりはなかったのですが、曹達の会社のほうなのですが、いつから出資するようになったのか、どういう会社なのかよく分からないのですよ。この辺について分かる範囲で説明してください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） 申し訳ございません。

こちらのほうは、昭和25年11月7日に投資しております。こちらの会社の事業内容としては、有機化学工業薬品ですとか肥料ですとか、そういった製造、売買並びに技術指導の販売をしているような会社でございまして、経緯といたしましては、昭和25年に北海道内の上下水道で使用する薬品製造のため北海道が投資し、会社が設立されたようでございます。北海道は、上下水道で使用する薬品等を扱う会社であることから、全市町村に投資の働きかけを行って、投資を始めたというところでございます。

●委員長（竹田委員） 1項財産運用収入、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

2項財産売却収入。

7番。

●南谷委員 2項財産売却収入、ここでお尋ねをさせていただきます。

18款2項2目生産物売却収入で、34ページなのですけれども、生産物売却収入で収入未済額855万8,920円の計上がございまして。この数字は、昨年より1万円減額になっているのです。昨年は856万8,920円でした。1年間で1万円減額になったよという理解をさせていただきました。恐らくシイタケの売払いの未収だと思っておりますが、1年間で1万円の回収ができたのかなと勝手な想像をしておりました。

この実態について、たしか弟子屈町の企業ではなくて、違う個人の分だというふうに私は以前聞いたことがあります。この数字は、ずっとこのまま残っていくのでしょうか。1年に1万円では、何年後にこの800万円が消滅するのかなとか、例えば1年に月1万円でも12万円になるのですよ。年間1万円の徴収では、その間ずっと不納欠損もできないで、ここに計上なってしまいます。

ですけれども、債権の問題ですから、やはり町としてきちんとした処理をしなければならない大変なゆゆしき問題だと思っております。町として、これらについてどのように取り扱っているのか。まず令和6年の対応について説明をしていただき、今後どうするのかをお尋ねさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

ただいま、ご質問のありました部分につきましては、シイタケの菌床売払代の滞納繰越分ということになりまして、今から10年前の平成26年度、平成27年度の未納額でございます。

対象となります方は、法人ではなくて個人の方で1名分でございます。昨年度に1万円入った部分がございます。この方とは、滞納になってもう10年経過しますけれども、この間、様々な折衝を重ねてきたところでございます。ただ、納付には至っていないというのがずっと続いておりました。それで、担当を含めて、様々な角度からアプローチさせていただいた部分がございます。

それで、令和7年2月に本人から納付の申出がございまして、それまでもいろいろ本人とはやり取りの部分はあったのですけれども、毎月1万円という形での納付の申出がございました。それで、初回の分という形で3月にその1万円が入金されたところでございます。その後、4月から、4月、5月、6月、7月、8月という形で入金がございます。毎月1万円を納付するという形で受け取ってございます。

ただ、とはいえ、毎月1万円でも、債権額が850万円という形になってございます。70年近くかかる部分もございますので、債権管理も含めてよろしくない部分は当然承知をしているところでございます。ただ、全くゼロのところから1万円という形で本人からの部分がございましたので、今後まず継続的に納付していただくことに加えて、少しでも入金額を増やすという形での対応もしていきたいというのが、シイタケの未収金を持っている債権者としての立場で考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 そうすると、令和6年では1万円しか減額にならないですけれども、今の説明ですと、今後は月1万円くらいずつ返済していただけると。債権の問題ですから、簡単に償却するとはならないと思うのですよ。ですから、担当としても長くなるかもしれないけれども、相手の能力の問題もありますし、しっかりこれからも大変な苦労だと思うのですけれども、これと付き合っていただきたいと思っております。その上でお尋ねをさせていただきます。

次に参ります。シイタケ菌床売払代で3,853万5,652円の計上がございます。これは令和6年度の1年間で扱った金額と理解しているのですけれども、令和5年と比較しますと142万2,718円が減額になっています。昨年よりも下がったよと。この要因について、令和5年と比較して、この内容を業者の数を含めて、どういう令和6年度の菌床の生産実態だったのか説明をしていただきたい。

それから、菌床を提供するのですけれども、当然これを販売する側とはイコールにはならないと思うのですよ。菌床の数イコール販売数は、生産者の努力もあるのですけれども、菌床センターとしての質の問題も含めて、どうなのか説明をしていただきたい。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

初めに、滞納繰越分の債権管理のところでございますが、今後も相手とコンタクトを取りながらやっていきたいというふうに思っております。

続きまして、昨年度の菌床の売払いの部分で、令和5年度から140万円ほど下がった部分についてです。令和5年度につきましては、11件の生産者がおりました。令和6年度になって1件の生産者が離農という形で事業をやめられた関係がございまして、そこが一番の大きな原因だと捉えております。今現在、10件になってございます。その分が一番大きいなと思っております。

また、菌床の部分は、渡した分と実際にそこから出て販売していただく分の差がある

というところでございますけれども、菌床センターでは、良質な生産をきちんとさせていただいて、生産者にそれを渡して、そこからシイタケをきちんと生産していただくという形で、まずはきちんとした品質のものを渡すという形で日々努力しているところでございます。

以上です。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 菌床の関係で、件数なのですけれども、1件やめられたことが要因になっているのだけれども、今現在10件ですと言われたのですが、はっきり聞き取れなかったのですよ。

もともと10件あったのかなというふうに記憶しているのです。1件やめたら9件なのですよね。そうすると、新規の方が1件発生したのかなと勝手な思いで聞いていたのです。僕の耳が遠いのかなと思ったのですけれども、そういうことでの理解でよろしいのかどうなのか。

もともと10件あったものが、昨年1件やめられた方がいた。そのことが減につながった一つの要因で、注文が少なくなった。だけれども、新たに1件増えて10件になったと、同じ件数になりましたと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

それから、製品の改良ということは、令和6年度の菌床の質については、センターで努力をされているのでしょうか。キノコの菌床の品質が向上してきているというふうに理解をしていいのでしょうか。そのことで生産者の皆さんの販売実態というのはどうなのか、この辺をちょっと確認したかったのです。品質は同じだったのか、品質がアップして過去から見たら令和5年、6年と上がってきたよと。そのことで実際の販売数というのは伸びていっているのかどうなのか。この辺について、もう一度答弁をしていただきたい。

それから、今後の見通しです。昨年もそうだったのですけれども、近年非常に暑くなってきています。暑さ対策というのも含めて、上尾幌のキノコの産業というのを非常に私も期待しているのですが、この暑さの中でキノコ産業の展望というものは今後どうなっていくのか、横ばいでいくのか、上向きになっていくのか、アバウトでいいですから説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

生産者の件数が、ちょっと分かりづらい説明で大変申し訳ございませんでした。

令和5年度からのお話をさせていただきたいと思います。令和5年度末で生産者が11件ございました。令和6年度に入ってから件数なので、3月から始めた方がいるので、年度でいけば令和5年度という形で、1件増えて11件というふうになりました。令和6年度4月になり1件減りましたということで、11から10という形で、今10件というふうになってございます。説明不足で申し訳ございません。

続きまして、菌床の質につきましては、劇的に菌床の質がその2年間で上がったとかではなくて、これまでの質を維持した形で皆さんに提供しているという形になりますので、新しいタイプの菌床が提供されたとかということではございません。これまでどおりの菌床を提供させていただいているという形でございます。

また、それをもって販売数の関係でございます。今、様々な要因で、売る大変さの部分も、値段の部分も、コストの部分もでございます。地元の菌床の生産者は、大変な努力をして販売先を確保したりという形でありますので、販売数が劇的に上がったり下がったりということではないと思うのですけれども、それぞれ生産者が努力して販売をやっているということで捉えているところでございます。

続きまして、今後の展望につきましてです。販売数は横ばいか、アバウトでもということがございましたけれども、今後の展望につきましては、水産農政課としましては、菌床センターに新たな着業者を増やしていきたいということで、上尾幌全体の地域を盛り上げていきたいという部分がございますので、まずは生産者を増やして、そこに提供する菌床、それから販売数という形で増やしていきたいと思っております。

また、最近の気温、暑い日が続いている部分がございます。菌床の提供にも最新の注意を払って、冷房というかハウスの気温を低くする設備、扇風機とか換気設備をつけたりと令和6年度はしましたけれども、菌床の質を落とさない、量を落とさないという形で、まずは提供していきたいと。あわせて、生産者の方々ともいろいろ話をしながら、ビジネスとしてきちんと持続的になっていくような部分で町としても後押しをしていきたいというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 2項財産売払収入、他にございませんか。
4番。

●金子委員 生産物売払収入のシイタケ売払代についてお伺いします。

シイタケ売払いは、余剰生産した菌床をもとにシイタケを生産して、それを菌床センターが販売している金額だと思うのですが、この売払い時の単価は、キロでもグラムでもいいのですけれども、大体平均して幾らぐらいで販売した結果なのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

令和6年度は、122万6,856円のシイタケの売払代がございます。平均単価なのですが、1パックでお答えさせていただきたいと思えます。1パックの平均単価は68円で売り渡しさせていただいている状況でございます。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 菌床センターも、高齢でベテランの方が辞めたりといろいろ大変な中、所長を含め猛暑の中で大変頑張っておられると思いますが、もともと菌床センターができた当初、厚岸町が生産者を募集していたときは、100グラム、100円でシイタケが売れるということで募集をしていたと、残っている生産者から聞いておりました。

そして今、100グラムではないにしても、六十何円の平均で町が売っていると。それが80グラムかもしれないし、100グラムではないかもしれないですけれども、町の募集は30年前かもしれないし、情勢も変わっているにしても、100グラム、100円で売れる、1キロ、1,000円で売れるというものだというので募集をかけていたらしいと聞いております。

現状は、このような単価で菌床を作っている菌床センターのシイタケがこのぐらいの値段で売れていると。これについては、町としてはどうお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

当時募集していたときの100グラム、100円という形のお話でございます。今が1パック68円という形で、ちょっとグラム数は申し訳ございません、あれなのですけれども、単価的に劇的に上がっていくという状態でないことは承知しているところでございます。とはいえという部分があります。需要の部分も、消費者の部分の動向もございますので、価格的に厳しい状況はしばらくは続くのかもしれない。

ただ、そのまま安いままでもいいのかと、経費も膨らんできている中で安いままでもいいのかという部分がありますので、これからは、特に品質の部分も含めて研究もさせていただきながら、販売方法、販売ルート等様々なところで、少しでも厚岸のキノコを高く売ることができる状況、生産者にとってそれでなりわいとしてきちんと続いていけるような形での方策をいろいろと考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 ありがとうございます。

今の課長の前、その前がいつかというのは抜きにしても、何度かシイタケに関わる人間としていろいろ質問をさせていただいた際には、販売に関しては生産者の努力だと、生産者がやることだと。町としては、あくまで良質な菌床を提供して、菌床を提供するだけみたいな話で進んでいたのですが、もともと菌床センターができた当初は、副町長もよくご存じだと思いますけれども、町も、本当に生産者と一体で、生産者がどうやって成り立つか、販売のことも含めていろいろ考えてくれていたと聞いていましたけれども、自分がこの町に来てからの町の対応というのは、町は菌床を提供するだけ、生産者は自分たちでどうにかして売れと、それは生産者側の都合だというような話で進んできて、募集も、生産者に来てください、来てくださいということを町が言っている割には、ひどいなと正直思っていましたけれども。

今、課長は、販売に関しても、また生産者が高く売れるために、これから研究をしていくというようなお話をいただいたのですけれども、これは町として、こういうふうにならば菌床を作って良質なものを提供するだけではなく、いかに生産者が成り立っているか、販売も含めて協力していただいて、シイタケ産産を盛り上げていきたいという考えの下での発言なのかどうかお伺いしてよろしいですか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

今までの部分で、町は菌床を作っていて、あとは生産者がその後のビジネスの部分をやっていけばいいのだというお話がありましたけれども、産産として町が上尾幌でシイタケの菌床センターを立ち上げて、それを生産者に渡して、上尾幌の地区を盛り上げていこうという趣旨の部分もございます。

当時というか、これまでの部分と今の時代背景もかなり変わってきております。分業制でこれだけやればいいのだということではなくて、どれだけ行政がそこに関わっているかとか、関わってはいけない部分とかもあるかもしれません。ただ、一緒になってできることはやっていきたいなというふうな考えの下に答弁させていただいたところでございます。

●委員長（竹田委員） 4番。

●金子委員 ありがとうございます。大変心強いお言葉だと非常に期待しております。

その中で、ぜひ今後進めていただきたいのは、良質な菌床はもちろんなのですが、この品種しかできない、これしかできないというのではなく、もっと生産者が高く売れる、生産者の努力だけではなく、町も菌床の種を含めて高単価で販売できるような種をいろいろ探していただいたりして、根本的なものも町として研究していただき、新しく始めた人と何十年やっている人というのは、当然アドバンテージが違うのも当然で、昔からやっていれば販売先もある、ましてや希少でないというか、生産過多のものというのは、後から入ってきた人は当然厳しい結果になると思っております。

その中で、町も、先ほど課長がおっしゃったように、新規の生産者をこれから増やしていくという発言をされておりましたので、ただ、今の状態で募集をするのではなく、町独自でほかの地域の生産者が生産できないようなシイタケの品種なり、キノコ類なり、何かそういう付加価値のついたものもセンターとして提供していただければ、キノコ産業、シイタケ産業も新たな新規で来た人も成り立つ可能性も大いにあると思うのですが、この辺りはどうお考えでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

まずは、今作っている菌床の質を落とさず、いい状態の菌床を皆さんに提供して、生産活動をしっかりとやっていただくというのが大前提になると思います。

そして、委員おっしゃっております新しい菌床、新しい部分というところで、制約される部分もご存じのとおりあるのも事実なのですが、様々な挑戦を否定するものではございませんので、そこも、町でこうしていくという具体的に申し上げる部はないのですが、生産者を含めて関係者の皆様と広く可能性を考えていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（竹田委員） 8番。

●石澤委員 結構みんな聞いたのですけれども、一つだけ。

ずっと暑い季節を迎えていますよね。菌床を育てていくのにとっても大変な思いをしていると思うのですが、大本の森産業に対して、品種改良とか、そういうものを求めるようなことはないのでしょうか。

そういうものができれば、稲とかは、今暑さに強いものになってきていますが、そういうような菌種ができてくれば、作るほうも、施設の維持とかにも大変な思いをしていると聞いたものですから、そういうのができればいいのではないかなと思うのです。

キノコ農家の生産者は、この何年間で相当な負担をしていると思うのですよね。そういうものがもし可能であれば、そこを、今やっているのは森産業ですか、そこに対してどうなのかというような相談ができるということは可能でしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

具体的に、ここ数年の暑さは、かなり厳しいものがあります。全然昔と違うということも承知しているところであります。今までのやり方でやると、かなり生産者も苦勞されているということも承知しているところであります。

今後に向けて、今お話のあった部分も、そういうものが取れるのか、取れないのかも含めて、いろいろと考えていたり、相手先ともそういう話をしてみたいなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

33 ページ、19 款 1 項 寄附金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 20 款繰入金、1 項基金繰入金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 21 款 1 項繰越金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 22 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2 項預金利子。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3 項貸付金元利収入。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 4 項受託事業収入。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 6 項雑入。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 39 ページです。
23 款 1 項町債。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 以上で歳入を終わります。
- 委員長（竹田委員） 次に、43 ページ、歳出に入ります。
1 款 1 項議会費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2 款総務費、1 項総務管理費。69 ページまでです。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2 項徴税費。
(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項戸籍住民登録費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 4 項選挙費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 5 項統計調査費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 79 ページ、6 項監査委員費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3 款民生費、1 項社会福祉費。107 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2 項児童福祉費。119 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 4 款衛生費、1 項保健衛生費。131 ページまで進みます。
- 委員長（竹田委員） 2 項環境政策費。141 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 5 款農林水産業費、1 項農業費。155 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2 項林業費。161 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3 項水産業費。
173 ページまでなので、ちょっと広いのでページ数と項目とお願いします。
10 番。
- 堀委員 163 ページ、5 款 3 項 1 目で、船員法事務でお聞きします。
外国人船員の月別雇入状況についてということで資料をいただきました。まず資料として確認したいのは、例えば A 船であれば 4 月から 11 月まで 2、2、2 とずっと 2 が続いているのですけれども、これは、月ごとに雇入れ、雇止めをしているというものではなくて、例えば 4 月から 11 月までの期間の間ずっと 2 人いると、実数としてこの 2 がずっといくということに理解していいのかなというふうに思いましたが、その点について

はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、毎月2人ずつということではなくて、4月に雇入れして、その人数ですっといっているということでございます。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 実際に外国人船員の雇入れというのがこのようにされている。ただ、厚岸町内では、船員法によらない外国人の漁業従事者という外国人船員というのもいると思うのですよ。5トン以上だと、本来であれば船員法適用なのですけれども、例えばひき網漁業とか、かご漁業とかの船に乗られている外国人船員の方々は、船員手帳などよらなくてもいいといった中では、実際に外国人が漁船に乗っている方というのはもっともっと多いのかなというふうに思うのですけれども、その実数的なものというのは分かるのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

水産農政課で押さえている部分につきましては、手帳を持っている外国人船員の方は、資料にもありますが、雇入れの届出をいただいた方という形で押さえているだけになります。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 船員法事務でお聞きしたいのですけれども、外国人が船員手帳を新たに作る場合、また既に持っている船員手帳を書き換えたり、変更したり、再交付とかもあるので、その場合、現状札幌の運輸局のほうでなければ船員手帳が交付されないというふうに聞いているのですけれども、厚岸町は船員法事務指定市町村として指定されていると思うのですけれども、厚岸町で船員手帳の交付などはできないのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

厚岸町は指定はされているのですけれども、外国人船員の方につきましては、厚岸町での手続は現在できないという形になっております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 それで、このようにどんどん外国人船員の方々が多くなっていったときに、船員手帳を作るのに、郵送でも何か受け付けているみたいなのですけれども、ただ、その場合だと、出して、向こうに届いて、事務処理したものがさらにこちらの船主に手帳が戻ってくるまでとなると、相当期間を見なければならぬ。あらかじめ余裕を持って入国してくれる場合だと、そういうことでもいいのかもしれませんが、ぎりぎりに入国した段階で、船員手帳がないから、郵送しました、でも1週間、2週間かかって戻ってきたよというのであれば、漁期を逸してしまう可能性、出漁ができないということも十分考えられると思うのですよ。

これが、例えば本州とかのように比較的沿岸域が狭いようなところであれば、結構すぐに車で走ってというのもいいのでしょうかけれども、厚岸町から札幌まで走っても、優に5時間以上もかかるといった中で、手帳1個を作るために札幌まで走って作らなければならないという中では、非常に船主に対しての負担も大きくなりますし、場合によっては漁期、出漁を見合わせるということにもなろうと思います。

運輸局のほうに船員法事務の指定市町村の中でも、特に外国人船員の雇入れが多いような市町村においては、指定されて、外国人に対しての船員手帳の交付等ができるように要望をしていってほしいなというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

委員おっしゃるように、札幌まで行かなければならないということで、余裕ある場合はいいのですけれども、当日の朝に行って取ってきたという話も聞いたりはしています。ぎりぎりに入国される方の状態だと、船員が本当に大変な思いをしているという事実もございます。

厚岸町でも、一定程度の船で外国人の雇入れもございます。市町村でやるということになると、外国人の部分がありますので、専門的な知識を持つ運輸と違って、我々がやるにはかなり大変というか、知識とか特に外国の出入国の部分もございますので、ハードルはあるかと思うのですけれども、例えば近くでいけば釧路に運輸支局がございまして、そういうところでまずできないかという相談の上で、我々も知識を得る機会がありましたら、厚岸でもできる部分が将来的にあるかもしれないので、そこら辺はまずは近くのところで少なくとも1か所、2か所という形でやって、将来的な部分は、内部でも、運輸とも協議をさせていただければというふうに思っております。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 外国人の技能実習生船員であれば、恐らく大日本水産会とかが大本の取りまとめというのをして、あと、船員手帳のときに、在留カードを提示した中でやるような手続になるというふうに思うのですよ。それをいきなりといった中では、すぐにはできないかもしれませんが、まずは釧路ぐらいでもできるというものを急いでほしいなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

6款1項商工費。185ページまで進みます。

ここもまた広いので、ページ数等お願いします。

7番。

●南谷委員 6款1項商工費、176ページ、ここでお尋ねをさせていただきます。

070 ハッピーブライダル奨励、50万円の不用額が発生しております。実績はあったのでしょうかけれども、この数字を見て、一考を要するのではないかと考えます。

そもそも若い人に結婚祝賀会を挙げていただくとか、そういう助成ということで計上されているのですけれども、時代に合わなくなってきたのではないのかなとかように思います。

結婚していただくよ、助成であれば、昔のように式を挙げてなくても、天助が

あるとか、再構築をしていかなければならないと思うのですよ。厚岸の町外からで、式を挙げてもらうだけのものではないと思うのですよ。結婚して厚岸町に住んでもらいたいという。

そういう観点からすると、今までブライダルのために50万円を出すよというルールなのですけれども、式を挙げなくても結婚される方もいる。挙げる、挙げないではなくて、籍を入れたらどうか、同居したらどうか、入籍したらというように、そこから一考を要するのではないのかなとかように思うのですがいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） ハッピーブライダル奨励金の関係でございます。

委員おっしゃるとおり、ここ数年、利用実績がないというようなところがあります。本来、この奨励金につきましては、地元のそういう場所を使ってもらいなり、地元にお金が落ちるように商工的目的が強い制度であったというようなところがあります。委員おっしゃるとおり、近年はもう町内で結婚式を挙げられる方もいないと。コロナが終わって、ようやく釧路のほうでも結婚式を使って挙げられる方々が出てきたかなというようなところで、私どもも認知しております。

このお金の使い道に関しては、観光商工課としては、目的はもう達したのではないのかなというようなことは思っておりますが、昨年、中小企業の振興計画等々の見直しを行っている最中でも、委員でありました町内の事業者の方から「いきなりなくすのはどうなのだと、何とか違う形でも構わないので、この名称を残して事業のほうをちょっと考えてみてくれないか」というご意見もございました。という中で、実績はなかったのですけれども、そのまま予算を載せて、私どもも広報紙等々でPRをしてきたというような実態があります。

今後につきましては、結婚をされるという方に対する助成金は、町でも、例えば移住・定住の関係だとか、保健福祉サイドというようなところが絡んでの事業の再構築ということは私も必要だなというふうに思っておりますので、関係する内部のほうで内容を詰めていきまして、他に代わる事業ができるのかどうなのか、この辺もこれから見極めさせていただきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 私は、今答弁されたとおりのことです。基本的に若い人が結婚される、若くなくても結婚される、これに向けて支援をしていくよと。そのためには、違った形でも結婚しやすい環境づくりというのはやっぱり第一優先だろうと。その上で、今言われるように、商工観光課の思いというのわからないわけではないですから、この辺も含めてしっかり議論していただいて、なるべく早めに来年度の事業に反映するぐらいのスピードで考え方を構築していただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 制度設計に絡んでくる部分もございまして、確かに庁舎内におきましても、意思疎通を図るには結構時間がかかる可能性はあるかなと思っております。迅速な対応ができるように努力していきたいというふうに考えております。

●委員長（竹田委員） 6款1項商工費、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ進みます。
7 款土木費、1 項土木管理費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 187 ページ、2 項道路橋梁費。195 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3 項河川費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 199 ページ、4 項都市計画費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 5 項公園費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 6 項住宅費。205 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 8 款 1 項消防費。215 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 215 ページ、9 款教育費、1 項教育総務費。223 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 2 項小学校費。229 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3 項中学校費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 235 ページ、5 項社会教育費。247 ページまで進みます。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 6 項保健体育費。255 ページまで進みます。
8 番。
- 石澤委員 253 ページです。温水プールのところなのですけれども、ここに謝礼金とあ

るのですが、これの内容を教えてください。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（車塚課長） ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

こちらの温水プールの謝礼金になりますが、現在、温水プールで厚岸スイミングギャラクシーという小学生、中学生を対象にした活動を行っているのですが、そちらのほうでサポートに入ってくださいる方に対しての謝礼金となっております。

●委員長（竹田委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。

10 款災害復旧費、3 項公共土木施設災害復旧費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 11 款 1 項公債費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 12 款 1 項給与費。

7 番。

●南谷委員 12 款 1 項 1 目給与費、ここでお尋ねをさせていただきます。

まず職員の分からお尋ねをさせていただきます。支給額が上がっていますよね、実質払った分が。職員数はどうなのでしょう、対前年比で減っているのかどうなのか。職員の給与費は前年より上がっているのは間違いないですが、人数はどうなのかなど。この辺の令和 6 年度の実態について、まず職員分について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

人数は減っております。人数につきましては、ちょっと今、手元にないのですけれども、辞めた、入ったもありますが、少なくとも 5 人は減っております。ちょっとその数字は、申し訳ございません。

●委員長（竹田委員） 7 番。

●南谷委員 これは、人事院勧告に基づいてベースアップした関係上というふうに理解をしているのです。人件費の給与費のほうは下がっていないけれども、実態として人数が減っているよと。業務の執行に当たって、再任用になっている方もこの周りは増えていますよ。

職員の年齢構成といいますか、会社、役場自治体もそうだと思うのですけれども、階段状に滑らかな線になっていけばいいのだろうけれども、私は、厚岸町の場合は実態として真ん中が少ないのではないのかなと。高齢者、10 年以内に定年後は再任用に向かわれる方、それから若い人も、総体的に減っている中で業務を遂行したわけですが、まず令和 6 年度の実態状況は業務を遂行する上でどうだったのか、それから今後

向けてどうされるのか、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（竹田委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

人数が少ない中で行ってまいりました。職員配置も、減ったところ等もございます。ただ実際、これは必ず、その業務との関係は超過勤務のことで言いますと、令和5年から見ると減っていることは減っております。その中では、できれば確かに人員は確保して、その業務を整備していくという部分ではスリム化ということも必要だとは思いますが、すけれども、職員の負担が多くなならない人数は確保していかなければならないと思えます。

ただ、昨今、採用試験を毎年やっているのですけれども、昨年も4回ほどやったのですが、採用したい人数には至っておりません。ただ、そういうことは学校に出向いて周知をしたり、企業の説明会に参加したりということで、採用できるように努力はしております。ただ、採用の方法も、今後少し考えていかなければならないと思えます。人員としては、スリム化も考えながら、今の業務を行っていただけるだけの人数は必要だとは考えております。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 繰り返すようですけれども、今職員の年齢構成上どうなのかという部分については答えてもらっていないと思うのですよ。現状、業務に支障があるのかないのか、まずこの辺について再度お尋ねをさせていただきます。

今後に向けては、新採用に向けて学校回りをすると。途中採用も含めて、その辺で外部からというのも含めて、もう少しきちんとした答弁をしてください。

●委員長（竹田委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 職員の年齢構成上、少ないところがあるのかということですが、極端ではないのですが、一部40代中盤から後半に少ない部分がございます。それは過去の退職者補充等でどうしてもひずみが出ている部分というふうに理解しております。

それで、業務に支障ないよということですが、最近の部分では、機構改革までは行っていない部分がありますが、各課と相談をして、例えば政策部門、要は管理部門といった部分を少し減らして対応できないかとか、例えば3人いるところを2人で対応ができると。その代わり、現業部門の部分は、外とかに出たり、いろいろな町民対応とか、その部分は減らさないようにして、直接町民に影響が出ないように極力努力しているところがございます。

先ほど、総務課長が言われましたとおり、近年、非常に新規採用が難しくなってきました。募集しても来ないと。昨年度においては、試験をいつもより回数を増やして、早い段階から学校回りを行ったり、採用試験を町村会と合わせて独自試験も実施したりという努力はしておりますが、いかんせん公務員離れが最近進んでいるということもございまして、職員の確保には大変我々も苦慮しているところがございます。

ただ、必要最低限、先ほど総務課長が何回も行政のスリム化ということも言われておりましたが、人口減少で、やはり厚岸町としても、必要な業務、需要が少なくなってきた業務といったものをこれからも少しずつでも見極めていながら、業務量の調整等をしていきたいというふうには考えております。

町民に影響が出ないように、最低限の職員については、この後も採用の努力はしてまいりたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 給与費について、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。
13 款 1 項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、261 ページ、実質収支に関する調書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 次に、262 ページから 271 ページまでは、財産に関する調書です。
10 番。

●堀委員 資料も要求したので、ここでお聞きします。

要求した資料の財産に関する調書の中で、令和 6 年度においては、その他の施設の公用財産が大きく減っております。要求した資料の中では 2 件あるのですが、そのうち財産区分の変更による減ということで、行政財産から普通財産の変更の若松 8 番地 1 というものがあります。町営牧場かなというふうに、これを見たときに思ったのですが、どのような内容でしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

委員おっしゃられるとおり、町営牧場の土地ですが、こちらのほうを普通財産に変更しまして、その後、無償貸付をしているというところがございます。

●委員長（竹田委員） 10 番。

●堀委員 分かりました。

そうすると、相手方も、たしか以前、議員協議会なりでも説明されたと思うのですが、同じところに、普通財産にしてから無償貸借ということでやっているということですね。分かりました。

次ページに入らせていただきます。

264 ページ、(3) の動産というのは、268 ページに物品というものがあるので、そこで大体分かるのですが、(4) の物件、(5) の無体財産権の記載がありません。それぞれ物件や無体財産権というのはどういうものなのか説明をお願いします。

また、268 ページの 3 番には債権というものがあります。ここに載ってくる債権というのはどういうものなのか、これら説明をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前 11 時 43 分休憩

午前 11 時 44 分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
昼食のため休憩に入りますが、再開は 13 時といたします。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午前 11 時 44 分休憩

午後 1 時 00 分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
堀委員に対する答弁から始めたいと思います。
総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） 貴重な時間を申し訳ございません。お答えいたします。
固有財産の中の決算の 264 ページ、(4) 物件の部分のご質問かなと思います。こちらの物件については、いろいろ権利がございまして、所有権や占有権、制限物件とかがございまして、その中でも用益物件の中には、地上権だとか地役権とかといった権利が発生するものもありますが、うちのほうでは、そういった権利が発生しているものがないということで、中には記載していないと状況です。
それから、(5) の無体財産権というところですが、こちらは何個かございましてけれども、特許権や実用新案権、商標権、著作権といったものが該当しますが、そちらも、今うちはその権利を持っていないということで、記載していないという状況です。
それから、268 ページの 3 番債権の部分です。こちらのほうは、地方自治法 240 条に規定がありまして、「債権とは、金銭の給付を目的とする普通公共団体の権利をいう」という規定がございまして、こちらのほうは、2 件の部分が今のところ債権としてうちのほうとして持っているというところがございます。

- 委員長（竹田委員） 10 番。

- 堀委員 そうすると、まず物件に関しては、地上権というのがあったと思うのですけれども、特に水道関係で、水道管が埋設されているところの上に地上権の設定というものをしたかと思えます。今、これから入替えをしようとしている太田の農業用水道というところにも、地上権というものが、たしか、まだ解除していなければあったのかなというふうに思うのですけれども、それらはもう既にないのだというのであれば、ないと、もう一度お答えください。

あと、無体財産権なのですけれども、先ほど、商標登録権とかはないと。厚岸町だと「うみえもん」の商標登録がされているかなというふうに思っていたのですけれども、それは無体財産として商標登録権として入ってこないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、債権のほうなのですけれども、第三者を入れない相手方との債権債務というものが債権として言われるのですけれども、例えば普通財産のうち単年度によらない複数年貸し付けをするというのも当然貸付期間中であれば債権として載せるべきものではないのかなというふうに思います。

普通財産だと、昔は 1 種と 2 種というような財産分けをしていて、たしか今はなくしていると思うのですけれども、1 種は通常に売り買いとかができるところで、2 種については他の権利関係で、それこそ貸付とかがされている土地というものを普通財産の中でも分けていたのですけれども、ただ、昔は、単年で貸借は終わりますから、当然そ

れらはこちらの財産のほうには出てこないですけれども、複数年貸した場合というのは何かしらなければ、既にそこについては権利を与えているわけですから、債権のほうに載ってこなければならぬのかなというふうにも思うのですが、再度答弁をお願いいたします。

あと、債権、債権と言っても債権とか何とか、では債務はどうなのだという話にもなると思うのですよね。複数年の債務のあるもの、通常は債務負担行為によるものとして別にあると思うのですが、長期継続契約を結ぶような債務関係、例えばコピー機や何かは違うのか、何かそういうようなものも、たしか長期継続契約を結んでいると思うのですが、そういう債務関係というのも財産の調書のほうには載ってこなければ駄目なのではないかなというふうに思うのですが。

大きな町とかでは、例えば民間が何か建物を建てましたよ、行政側が定期借地権をもって25年間借り受けたよという債務とかも、財産調書の中にはどこかかしらには載ってこないとならないかなというふうに思うのですが、それらも含めて再度答弁をお願いします。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1時06分休憩

午後 1時07分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） お答えします。

今、水道課のほうで水道管の埋設している部分についての地上権の設定はございません。それと、今後についても、ほぼ公道沿いに埋設される予定になっておりますので、地上権の設定というのは、ないこととなります。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） うみえもんの著作権の話が出ておりましたので、うみえもん自体の商標登録はしておりません。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1時08分休憩

午後 1時20分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） お答えします。

先ほど堀委員に、地上権がないということで私ご報告させていただいたのですが、過去の資料を見させていただくと、過去にまだ民地の土地に入っている部分で、何筆までと詳細にはちょっと分からないのですが、あります。地上権を設定しているものがございますので、今現在、何ほということをお全部言えないのですが、来年度までに整理させていただきたいなということで、今の段階ではそのことしか報告できませんので

ご了承ください。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

先ほどの長期継続契約の関係のお話です。こちら地方自治法の第234の3に規定がございます。各年度における経費の範囲において、その給付を受けなければならないという規定がございます。単年度の特例を定めているものがございます。契約的には複数年で結んでいるのですけれども、予算的には単年でやるという形になっておりますので、契約を結ぶ際にそういったことの単年ごとの予算がつかない場合には、そういった解除の場合があるという条項を設けて契約を結んでいるというところです。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 町公式キャラクター「うみえもん」の関係です。

商標登録については、していないというようなお話をさせていただきましたが、ゆるキャラを作成した段階で、著作権のほうは発生しているというようなこととなります。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 そうすると、物件や無体財産権も、ここは空白になっているけれども、あるのだよという話だと思います。

また、長期継続契約で言っているのは、確かに契約の中身としてはそうですが、それがこの財産に関する調書に載ってくるべきものではないのかということで質問をさせていただいているのですよね。それについてはどのような見解なのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

長期継続契約の中では、地方自治法ではそういう規定がございますが、今、堀委員がおっしゃられたことを研究させていただいて、その後その研究の結果をどのようにするか考えたいと思いますので、お時間をいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 10番。

●堀委員 ここで委員長にお願いなのですが、今現在の質疑の中で、財産に関する調書の中で無記載や何かというのが分かったので、ただ、今までもずっと無記載だったものを今いきなり言って、ないからといって、今日一日しか審査日程がない中において、いいの悪いのというふうにならないかと私も思いますので、これについては、他の委員方がよろしければ、調整された財産に関する調書を改めて議会と監査委員のほうに提出した上で説明をいただくということで取り計らっていただければなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 取り計らいの部分については、よしあしがあると思うのですよ。その辺は事務局と相談して、精査して、今の財産の無記載の部分についてだけを理事者側と相談して、ここの部分を残した上で、その部分だけは無記載なのを記載するかどうかという結論が理事者側から今現在出ていないということになるので、その部分については理事者側と相談して、その結果をこの委員会で報告をしなければならないとなるので、ここの部分だけ、もしかしたら残ってしまう部分があると思うのですよね。

この部分を残したままで、今回の認定をするかどうかという部分になると思うのですよ。その部分については、規則にのっとった無記載の部分についてはどうするのかを検討した上で取り計らいをしていくことしか今はできないと思うので、その辺ご了承いただければ、この部分を内々にするという事はしないように、理事者との関係を保ちながら結論を出していくようにしますということしか今のところ言えないと思います。よろしいでしょうか。

●堀委員 分かりました。

●委員長（竹田委員） 10番委員、その後の質問はもうよろしいですか。

●堀委員 検討するという事ですし、あと、無記載があるということで認められているので。

●委員長（竹田委員） 分かりました。

総合政策課長、理事者側で無記載の部分について検討するという事なので、する、しないという結論がはっきり出ていないので、流れとしては、この財産の調査の部分については残したまま、この部分を解決をするときに委員会なり議員協議会なりを再度開いた上で、また調整して行って結論を出していく方向性しかないと思うのです。

休憩します。

午後 1時 27分休憩

午後 1時 34分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。
町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

堀委員からご指摘があったように、ずっと決算書の表記の仕方というのが、このようになってきたということで、今のお話を聞きまして、私たちもまだ勉強不足のところもありますし、内容がまだ精査しきれない部分がたくさんあるかなと思っています。

そういった中では、こちらのほうを再度それぞれの担当課で、この記載が必要か必要ではないか、またどういふものを載せなければならないかということをお願いさせていただきまして、そして、これの結果が出次第、議員協議会もしくは委員会のほうに示させていただきます。

そういった中では、決算書の表記の仕方につきましては、今年度については大変申し訳ございません、このような記載ということでございますので、その内容が確定次第、来年度の令和7年度決算書から表記のほうをさせていただければと思いますので、お時間いただければと思います。大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

●委員長（竹田委員） 財産に関する調書、他にございませんか。
2番。

●室崎委員 せっかく結論が出たところに、また質問して申し訳ないのですが、268ページに、3、債権とあるのですが、債権というのは何を表すのか。

それではあまりにも漠然としているようだから、民法でいうところの債権そのものですか。それとも、先ほど地方自治法の二百何十条とかと答弁の中にちらっと出ていたのだけれども、それはいわゆる民法上の債権とは違う概念を持っているのでしょうか。そ

の辺りで説明いただきたい。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 1 時 36 分休憩

午後 1 時 58 分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） 貴重な時間を大変申し訳ございません。

民法と自治法との違いというところで、先ほど申し上げました地方自治法の第 240 条をもう一度読み上げますが、「債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう」という規定がございます。こちらの規定は、民法とは違って、金銭の給付を目的とするものを載せているというところで、今回この債権の中に載せさせていただいているところです。

- 委員長（竹田委員） 2 番。

- 室崎委員 一般的に司法上の債権というのは、一定の人に対して一定の行為を請求することのできる権利ですよ。

それで、ただ、この決算書では、それよりも狭い意味で使われていると。だから、債権には世の中いろいろあるけれども、金銭給付を目的とする債権を言うのだということですよ。そうすると、これは目的が金銭給付であるということだけです。何によって生まれたかということは書いていないですね。

それで、先ほど 7 番委員が質問していた内容だと思うのですが、シイタケ菌床の売払代の未収金は、金銭の支払いを目的とする債権ではないのですか。金銭消費対策によってできた債権ではなくて、これは売買によってできた債権ですね。でも、この支払いが終わるまでは、そういう債権を厚岸町は持っていますよ。それは代金を払ってくれという債権ですよ。これ金銭の支払いを目的しているのでしょうか。菌床で返してくれとは言っていないですものね、いかがでしょう。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後 2 時 01 分休憩

午後 2 時 12 分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
町長。

- 町長（三浦町長） 2 番委員の質問にお答えいたします。

自治法の 240 条の債権につきましても、金銭の給付を目的とするということなのですが、どういったものでこれを決算書に載せていくか、まさに財産調書ということで、これは厚岸町の財産をここに載せる調書でございます。

そういった中では、先ほどの 10 番委員にもお答えしたように、一度全部精査をさせていただいて、根拠を確認しながら、調書にどうやって載せるべきかを他の事例、また、いろいろ北海道等にもご相談をしながら、改めてこれを精査した中で議会のほうにも議

員協議会もしくは何らかの委員会でご説明をいたしまして、次年度以降の決算書からはどういうふうな明記ができるかということで、ちょっと勉強させていただきたいと思っておりますので、今年度のこの決算書につきましては、大変申し訳ございません、同じような形でそのまま認定していただくようお願い申し上げます、お許しをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 今、町長から答弁があったのですけれども、私は反対であります。議事録にきちっと書いていることが、1年間精査が終わるまで、来年から提示します、そんな話というのはないと思うのですよ。

皆さんで協議して、答えが出ないから、来年までに検討させてください。そうしたら、この間どうなのですか。議会として1年間、そのままでもいいことを承認したということになると思うのですよ。私は反対であります。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（三浦町長） お答えいたします。

南谷委員の言うのは、私も分かるところでございます。ただ、今この場でどういった形で決算書を計上できるかということは、申し訳ございません。そこは今調べてみなければ分からないところでございます。

それを、確かに今年度の決算書を認めれというのは私もあれでございますが、やはりきちんとした決算書がなければならぬとも思っていますし、そういった中では、少しお時間をいただければと思っております。先ほどと同じような答弁にはなってしまいますが、よろしくお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 町長が今言われたとおり、全くそのとおりだと思いますよ。少しお時間を、1年間協議して、あやふやなままで認定しました、こういうことですよ。そういう行為というのは、僕はまずいと思うのですよ。

私は、納得できません。少なくとも本会議でこういう議論しているわけだから、それであれば、速やかに分かった時点で再招集して、それまで議会を延長するよ、やむなしと思います、いかがですか。

●委員長（竹田委員） 委員会なので、南谷委員が反対するということは、委員長として分かりました。あとは、最終的に認定をするか、しないかというのは採決になりますので、今の質問に対しての結論というのは、得る得ないは南谷委員にお任せしますけれども、一人反対ということであれば、それはそれで委員会として認めるということにします。最終的には採決ですから、取りあえず、この部分については平行線になってしまおうと思うので、今の質問に対しては一旦ここで打ち切ってもよろしいですか。

分かりました。ありがとうございます。

財産に関する調書ですが、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本決算書は、本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

- 委員長（竹田委員） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対の発言を許します。

7番。

- 南谷委員 268ページの債権の関係で、内容についていろいろと審議がありました。残念ながら、現時点では答弁ができませんでした。そのまま、来年の決算書の発行のときまでと、どうするのかの判定は議員協議会等で説明されると。ですけれど、告示の仕方はこのとおりで承認していただきたいと。

私は、そういう考え方にはとても納得はできませんし、きちっとした答弁のやり取りの中で、少なくとも委員会でございますから、そのまんま承認で1年間、分からないまま承認するという行為はとても納得ができません。ですから、この説明のままで、今回の一般会計の認定に私は反対をさせていただきます。

- 委員長（竹田委員） 次に、原案に賛成の発言を許します。

10番。

- 堀委員 私は、令和6年度厚岸町各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見をさせていただきます。

一般会計各予算費目については、大変よく執行されている予算だというふうに思っております。町長をはじめ、理事者側、そして担当される各課長、職員も含めて、大変1年間の努力というものが如実にこの決算書のほうにも表れたものだというふうに思います。

しかしながら、確かに私も質問として出させていただきましたが、財産に関する調書について、若干の不備というものが分かったわけでありまして。ただ、これについては、過去、今までそのような指摘というものを議会側も決算認定に当たってしてこなかったというものでもあります。そういった中では、理事者側から、これらについてはしっかりとの方針を立てて、それを議会側にもきちんと説明をしていくのだというような答弁も受けた中では、ここはしっかりとその意を受けて、まずは理事者側に調整というものをしっかりやってもらうことを前提としているわけですから、やはりここは賛成として各委員のご賛同を得たいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 委員長（竹田委員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で討論を終わります。

- 委員長（竹田委員） これより、起立により採決を行います。
お諮りいたします。
本案に賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（竹田委員） 座ってください。
出席委員が10人おります。反対者が1名、起立者が9名ということです。
よって、認定第1号 令和6年度厚岸町一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。
- 委員長（竹田委員） 次に、認定第2号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
- 委員長（竹田委員） 認定2号からは、款で審査いたします。
- 委員長（竹田委員） 276ページをお開き願います。
事項別明細書の歳入から進めてまいります。
1款国民健康保険税。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3款国庫支出金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 4款道支出金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 5款財産収入。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 6款繰入金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 7款繰越金。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 8款諸収入。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（竹田委員） 次に、280ページ、歳出に入ります。

1 款総務費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 款保険給付費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 286 ページまで進みます。

3 款国民健康保険事業費納付金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6 款保健事業費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 7 款基金積立金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 9 款諸支出金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 10 款予備費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 290 ページ、実質収支に関する調書です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 令和6年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 次に、認定第3号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

●委員長（竹田委員） 295 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。
2 款使用料及び手数料。
8 番。

●石澤委員 使用料なのですが、収入未済額になっていますが、これは結果としてどういうふうになったのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

簡易水道事業に関しては、令和7年度から公営企業会計に移行になりますので、3月31日をもって打ち切りとなるものですから、3月分の使用料収入が入っていないものですから、収入未済額というものが記載されるようになりますので、主に3月分の使用料収入が未済額として計上されているということになります。

●委員長（竹田委員） 8 番。

●石澤委員 ということは、3月過ぎたら、これは入ってきたというふうに考えていいのですね。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えします。

3月過ぎたら、今度は令和7年度から簡易水道事業の公営企業会計になりますので、特例的未収金という扱いで収入は入るようにしております。

●委員長（竹田委員） 他にありませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、次に移ります。
4 款道支出金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5 款繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8 款諸収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9 款町債。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
- 委員長（竹田委員） 次に、297 ページ、歳出に入ります。
1 款総務費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 款水道費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款公債費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款予備費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
- 委員長（竹田委員） 305 ページ、実質収支に関する調書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、認定第3号 令和6年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。
- 委員長（竹田委員） 次に、認定第4号 令和6年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- 委員長（竹田委員） 310 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。
1 款保険料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 款サービス収入。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 3 款分担金及び負担金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 4 款国庫支出金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 5 款支払基金交付金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 6 款道支出金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 7 款財産収入。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 8 款繰入金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 9 款繰越金。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 10 款諸収入。
(な し)
- 委員長（竹田委員） なければ、以上で歳入を終わります。
- 委員長（竹田委員） 次に、316 ページ、歳出に入ります。
1 款総務費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 320 ページ、2 款保険給付費。
(な し)
- 委員長（竹田委員） 4 款地域支援事業費。330 ページまでです。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款介護給付費準備基金費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 款諸支出金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款サービス事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 9 款保健福祉事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10 款予備費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

- 委員長（竹田委員） 336 ページ、実質収支に関する調書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 4 号 令和 6 年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

- 委員長（竹田委員） 次に、認定第 5 号 令和 6 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 委員長（竹田委員） 341 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。

1 款後期高齢者医療保険料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 款繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款繰越金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款諸収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（竹田委員） 次に、343 ページ、歳出に入ります。
1 款総務費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 款諸支出金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款予備費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

- 委員長（竹田委員） 347 ページ、実質収支に関する調書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、認定第5号 令和6年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

- 委員長（竹田委員） 次に、認定第6号 令和6年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

- 委員長（竹田委員） 352 ページ、事項別明細書の歳入から進めてまいります。
1 款サービス収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款財産収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7 款繰越金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款諸収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 10 款繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で歳入を終わります。

- 委員長（竹田委員） 次に、354 ページ、歳出に入ります。
1 款サービス事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 款基金積立金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款公債費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款予備費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6 款諸支出金。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で歳出を終わります。

●委員長（竹田委員） 358 ページ、実質収支に関する調書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 6 号 令和 6 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

●委員長（竹田委員） 次に、認定第 7 号 令和 6 年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

●委員長（竹田委員） 決算書 10 ページをお開き願います。

令和 6 年度厚岸町水道事業決算報告書、収益的収入及び支出です。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で収益的収入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で収益的支出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、11 ページ、資本的収入及び支出です。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で資本的収入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、資本的支出に入ります。
1 款資本的支出。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で資本的支出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、たな卸資産の購入限度額です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1 ページにお戻りください。
1 ページから 9 ページまでは、事業報告書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 12 ページから 19 ページまでは、財務諸表です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 20 ページから 25 ページまでは、附属明細書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 7 号 令和 6 年度厚岸町水道事業会計決算については、認定すべきものと決定いたしました。

●委員長（竹田委員） 次に、認定第 8 号 令和 6 年度厚岸町下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

●委員長（竹田委員） 決算書 9 ページをお開き願います。

令和 6 年度厚岸町下水道事業決算報告書、収益的収入及び支出です。
収益的収入から進めてまいります。

1 款下水道事業収益。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で収益的収入を終わります。
- 委員長（竹田委員） 次に、収益的支出に入ります。
1 款下水道事業費用。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で収益的支出を終わります。
- 委員長（竹田委員） 次に、10 ページ、資本的収入及び支出です。
資本的収入から進めてまいります。
1 款資本的収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で資本的収入を終わります。
- 委員長（竹田委員） 次に、資本的支出に入ります。
1 款資本的支出。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で資本的支出を終わります。
- 委員長（竹田委員） 1 ページにお戻りください。
1 ページから 8 ページまでは、事業報告書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 11 ページから 18 ページまでは、財務諸表です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 19 ページから 25 ページまでは、附属明細書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものに決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、認定第8号 令和6年度厚岸町下水道事業会計決算については、認定すべきものと決定いたしました。
- 委員長（竹田委員） 次に、認定第9号 令和6年度厚岸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。
- 委員長（竹田委員） 決算書7ページをお開き願います。
令和6年度厚岸町病院事業決算報告書、収益的収入及び支出です。
収益的収入から進めてまいります。
1款病院事業収益。
7番。
- 南谷委員 1款1項医業収益でお尋ねいたします。
配付の資料を見てください。この資料でございます。病院事業会計決算に係る収益的収支の説明書、この表は非常によくできています。この表を見て質問をさせていただきます。
1項医業収益の増減なのですけれども、AマイナスB、対前年比マイナス4,351万8,909円。この主な要因でございますが、資料を見ますと、入院と外来の収益が減となっております。おのこの患者数の減が原因というふうに捉えておりますが、いかがでしょうか。
次に、2項医業収益、その下でございます。こちらのほうは、対前年比増減で185万9,940円のプラスとなっております。そして医業収益のほうはプラスになっているのですけれども、この一番下、医業収益の(8)道補助金、ここがマイナス3,241万6,000円となっております。これは、令和5年度にあったコロナの病床確保補助金が皆減になった分の差額だと私は理解をいたしました。この減額分を一般会計から対前年比で3,524万9,371円増の3億732万9,852円が負担金として繰り入れております。一般会計繰入金は相対で令和6年度は6億9,900万円の繰入れとなった。
ちなみに、昨年は6億6,700万円でした。これからいくと、対前年比が2,200万円の増額に至っております。結果として、令和5年度のコロナの道補助金がなくなった分を令和6年度は一般会計からの繰入れによるものと理解をしておりますが、この理解でよろしいのかどうかお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（竹田委員） 病院事務長。
- 病院事務長（星川事務長） 各科目ごとでるる増減はございますけれども、相対的な部分でいきますと、結果的には係数面では、そういった結果になっているということでございます。
- 委員長（竹田委員） 1款病院事業収益、他にございませんか。

(なし)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で収益的収入を終わります。
- 委員長（竹田委員） 次に、収益的支出に入ります。
1款病院事業費用。

7番。

- 南谷委員 1款病院事業費用でお尋ねをいたします。

初めに、給与費が対前年比で2,757万8,312円減額となっているのですが、医師と看護師が減っていますが、診療上令和6年度は問題なかったのかどうなのか、これについてお尋ねをさせていただきます。

その上で、委員長、病院の収支に関わることなので、歳入歳出含めて総体で質疑をしてよろしいでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 関連性があるのでよろしいです。

- 南谷委員 ありがとうございます。

歳出全体で対前年比マイナス3,376万6,265円の減額となっています。前年よりも3,300万円減額になった。令和6年度の収支状況は、歳入歳出の差額が2,000万4,282円の黒字となっているのです。収支上は、2,000万4,282円の黒字になった。昨年も申したのですが、収支は一般会計からの繰入れで合わせているというふうに理解をしております。

この実態を踏まえて、令和6年度の歳入歳出のおのどのようように病院側としては評価されているのでしょうか。また、この状況を踏まえ、今後どのように病院運営をされるのかお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（竹田委員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） るるご質問がありましたので、中身を一緒くたの中で説明させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

まず、経営状況ということで収入のほうから申し上げますと、入院、外来ともに収益が落ちているということは、ご質問者がおっしゃるとおりでございます。

中身としまして我々が考えているのは、人口減少による患者減が大きかったのかなということと併せて、昨年までは新型コロナ含めて発熱患者が多かったのですが、令和6年度はそれが減ってきているということと、それと、特別な要因として、外科診療が隔週診療になったということで、こういったことが原因としての医業収益の入院外来収益の減少になっているというふうには理解しております。

また、医業収益全体でございますけれども、これにつきましては、国が定めた診療報酬によって収入されるものですから、我々独自で勝手に収入できるものが非常に少ないということがございまして、そういった結果になっているということでございます。

また、その一方では支出面、先ほど質問者がおっしゃいましたとおり、人件費の分が下がっているということもございますけれども、医師と看護師含めて減ってきているという状況の中で、全体的に申し上げますと、人件費自体は高騰しているというのがこれまでずっと出てきておりますし、物価高の影響も非常に受けておりますので、そういったところだけを見ますと、患者が減っている部分に対応する部分は費用も減ってはいるのですが、相対的なものを考えると負担増になっているという構造上の費用の中身というふうになってございます。

問題なのは、この経費負担増が年々増加しているということなので、本来であれば、この負担増が診療報酬に反映された中で病院経営が成り立っていきけるような制度設計になるというのが通常でございますけれども、これが非常に問題になっているということで、これにつきましては、過日、うちの町長もそうですけれども、管内の町村長が集まって、診療報酬の改定と併せて、自治体病院に対する財政支援についての意見交換会が国と北海道を併わせた中で行われたということがありまして、病院経営が非常に厳しいということをご改めましてお話しできる状況なのかなというふうに思っております。

こういったことを踏まえて、いろいろ病院経営をやっていますが、まず診療体制を確立する上では、医師の確保が非常に重要となっていることはこれまでも説明させていただきましたが、それに加えて、今、看護師が3名退職しているということ踏まえて、実は看護師が少なくなりますと、特に病棟での勤務になりますけれども看護配置基準というのがございまして、看護配置基準が達成できないと診療報酬上その分が減収されるということになりますので、これが今の状況を考えますと、年間で四、五千万円の入院収益が下がるということになりますので、この分は何とか避けなければならないということで、我々としては、派遣看護師を確保した上で配置基準をクリアして何とか収入につなげているという実態があって、これが医療技術員確保対策費のほうで900万円ほど計上しているというような中身になってございます。

いずれにしても、病院独自で可能な経営改革ということもやらなければなりませんので、これらを順次やった上、今後進めていきたいということと併せて、一般会計のほうとも相談させていただいた上で、何とか対応していきたいというふうに考えている内容でございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

- 南谷委員 最初に説明がありました自治体病院の黒字化に向けて、町として各自治体と足並みそろえて、国と北海道のほうに実際の病院運営について要望していくと、ぜひこれは進めていただきたいと思えます。

それと、説明の中で、医療技術員確保対策費931万7,880円が、今の説明ですと、看護師が3名欠員になっている、医師も1名減になっているので、これらの対策のための費用で増額になっていると理解をいたしました。

実際に町民の皆さんは、減になっていることで、応診体制といいますか病院の受入れ側の体制としてどうなのだろうという部分の答弁が漏れていました。少ない人数で頑張っているのだということとはよく理解できたのですが、町民の皆さんに不自由をかけていないのかどうか、この辺はどうなのですか。町民にとって、人数が少なくなったことでどんな影響があったのか、なかったのか、この辺について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） まず、診療体制の部分の状況でございますけれども、要は医師がいないということになると、その部分については診療ができないということになりますので、そこは何としても避けなければならないということで、今の診療体制は可能な限り維持するということが基本となります。そのために、支援医師を確保してやっているということになります。

あと、看護師の部分でございますけれども、看護師が不足してきますと、診療体制で医師はいるのですが、対応する看護師がいないとなると、診療科によっても制限を受けることとなりますし、例えばですけれども、一般的に言われるのが、看護師がいないと24時間の365日の救急医療体制が組めないということになりますので、そうすると看護師がいない、先生がいないとなると、その部分が休止しなければならないということになりますので、それが町民にとって一番の問題になるかなというふうには考えてございます。

これについては、何としても避けなければならないということで、医師と看護師と合わせたセットの中で確保して、今の現状の病院の診療体制は確保していきたいということに努めているということになります。

なので、それがいないことによって大きな影響というのは、町民の皆さんが通常的に診療にかかる部分がなくなるということが非常に問題になりますので、それは避けるべ

く対応していきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 7番。

●南谷委員 終始トータルでお尋ねをさせていただきます。

昨年もちらっと触れたのですけれども、一般会計からの繰入れで病院会計の黒字を保っているのが実態でございます。今後このままで当面は続くのかな、このままで町として続けられるのかどうなのかなど。当面はいいと思うのですよ、2年、3年は。やはり病院としてどう考えているのかなど。

この辺については、現状では、すぐなくするわけにはいかないとは思いますが、当面はこういう状況の中で、繰入れの中で進めていくのかなど。この辺についての考え方がもしありましたら説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 今、ご質問者おっしゃいましたとおり、今の病院経営の中では、一般会計からの繰入れでもって何とか保っているということになります。これがいつまで続くのかという問題も、ご指摘のとおりあると思いますし、これは一般会計のほうとも相談させてもらいながら対応しなければならないというふうには思っておりますけれども、まずは診療している中身を継続した中で、そういった体制は整えつつも、これから人口減少が進むということになりますので、今後は人口減少を見ながら診療科をどうするのかということも検討になるのかなと思います。

私としては、今は何々科、何々科、何々科ということで細分化されておりますけれども、今は総合診療というのが基本になってきていることもございますので、そういったこともできるか、できないかということも検討した上、なるべくその分は対応していきたいなというふうに考えているところですので、これにつきましては、今後の状況を踏まえた中で対応していかなければならないのかなというふうに思っております。

今即答はできませんけれども、そういったことも検討しつつ、病院経営、病院改革も含めて進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 病院事業費用、他にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で収益的支出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、8ページ、資本的収入及び支出です。
資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で資本的収入を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、資本的支出に入ります。
1款資本的支出。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で資本的支出を終わります。

●委員長（竹田委員） 次に、たな卸資産購入限度額です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 1 ページにお戻りください。

1 ページから 6 ページまでは、事業報告書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9 ページから 14 ページまでは、財務諸表です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 15 ページから 19 ページまでは、附属明細書です。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本決算書は本案のとおり認定すべきものと決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、認定第 9 号 令和 6 年度厚岸町病院事業会計決算については、認定すべきものと決定しました。

●委員長（竹田委員） 以上で、令和 6 年度各会計決算審査特別委員会に付託された議案の審査は、全部終了いたしました。

●委員長（竹田委員） よって、令和 6 年度各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 55 分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年9月12日

令和6年度各会計決算審査特別委員会

委員長